

新労働者健康福祉機構会省令第十二条の二第三項  
新国立病院機構会省令第十二条の二第三項  
新地域医療機構推進機構会省令第十二条の二第三項  
新年金積立金管理運用独立行政法人財会省令第十二条の二第三項  
新国立高度専門医療研究センター財会省令第十条の二第三項

- 厚生労働省令第五十七条  
地城における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第八十三号)の一部及び地城における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十七年政令第二百三十八号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地城における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日  
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令  
(医療法施行規則の一部改正)

第一条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十条の三十三の七」を「第三十条の三十三の十」に、「第三十条の三十三の八—第三十条の三十三の十」を「第三十条の三十三の十一—第三十条の三十三の十三」に改める。

第一条の十四第七項第一号中「居宅等」を「法第一条の二第二項に規定する居宅等(第三十条の二十八の四第一号において「居宅等」という。)」に改め、「この項において」を同条に次の二項を加える。

12 法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の二第一項に規定する病床の機能区分(以下「病床の機能区分」という。)のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域(医療計画において定める法第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。以下同じ。)における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量(第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。)に達していないものに係る医療を提供することとする。

第三十条の二十七の二中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十三第一項」に改める。

第三十条の二十八の二中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十三号」に改め、同条を第三十条の二十八の五ととする。

第三十条の二十八の次に次の二条を加える。

(法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準)  
第三十条の二十八の二 法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条第十二号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他他の医療の需要の動向並びに医療從事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

(将来的病床数の必要量の算定)

第三十条の二十八の三 構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該府県における合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数とする。

2 都道府県知事は、法第三十条の四第十五項の規定により算定した構想区域(厚生労働大臣が認めるものに限る。)における慢性期機能の将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により別表第六の備考に規定する補正率を定めることができる。

(法第三十条の四第二項第七号の厚生労働省令で定める事項)  
第三十条の二十八の四 法第三十条の四第二項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 構想区域における将来の居宅等における医療の必要量  
二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

第三十条の二十九中「第三十条の四第五項」を「第三十条の四第六項」に改め、同条第一号中「第三十条の四第二項第十号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改め、同条第二号中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十三号」に改める。

第三十条の三十中「第三十条の四第二項第十一号」を「第三十条の四第二項第十四号」に改め、同条第一号中「別表第六の一の項」を「別表第七の一の項」に、「別表第六の二の項」を「同表の二の項」に改め、同条第二号中「別表第六の三の項」を「別表第七の三の項」に、「別表第六の四の項」を「同表の四の項」に改める。

第三十条の三十二の二中「第三十条の四第八項」を「第三十条の四第九項」に改める。

第三十条の三十三第一項中「又は診療所」を「若しくは診療所」に改め、「場合」の下に「又は法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に改め、同条第二項中「又は診療所の病床」を「若しくは診療所の病床」に改め、「変更の許可の中請があつた日前」の下に「又は命令等をしようとする日前」を「当該許可の中請があつた日前」の下に「又は当該命令等をしようとする日前」を加える。

第三十条の三十三の二中「第三十条の十二第一項」を「第三十条の十三第一項」に改める。

第三十条の三十三の三の見出し中「第三十条の十二第二項第一号」を「第三十条の十三第一項第一号」に改め、同条中「第三十条の十二第一項第一号」を「第三十条の十三第一項第一号」に改め、「第三十条の三十三の六」の下に「及び第三十条の三十三の九」を加える。

第三十条の三十三の四(見出しを含む。)中「第三十条の十二第二項第二号」を「第三十条の十三第一項第二号」に改める。

第三十条の三十三の五(見出しを含む。)中「第三十条の十二第二項第四号」を「第三十条の十三第一項第四号」に改める。

第三十条の三十三の十中「第三十条の十九第三項」を「第三十条の二十五第三項」に改め、同条を第四章の三中第三十条の三十三の十三とする。

第三十条の三十三の九第一項中「第三十条の十七第一項第八号」を「第三十条の二十三第一項第八号」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十条の十七第一項」を「第三十条の二十三第一項」に改め、同条を第三十条の三十三の十二とする。

第三十条の三十三の八中「第三十条の十五第二項」を「第三十条の二十二第二項」に改め、同条を第三十条の三十三の十一とする。

第三十条の三十三の七中「第三十条の十二第二項」を「第三十条の十三第二項」に改め、第四章の二の中同条の次に次の二条を加える。

(報告の公表)  
第三十条の三十三の八 都道府県知事は、法第三十条の十三第四項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合等)  
第三十条の三十三の九 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合は、病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合とする。  
2 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能との具体的な内容とする。

(老人福祉法施行規則の一部改正)

第一条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

(法第五条の二第二項等に規定する厚生労働省令で定める第一号訪問事業)

第一条の二 法第五条の二第二項並びに老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第二百四十七号)以下「令」という。)第一条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号訪問事業は、

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第一百四十条の六第三条の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百五十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。)により行わる同法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業とする。

第一条の三の次に次の二条を加える。

(法第五条の二第三項等に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業)

第一条の三の二 法第五条の二第三項及び第二十条の二並びに令第二条第二号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める第一号通所事業は、介護保険法施行規則第二百四十条の六第三条の六第一号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業とする。

第一条の六の二中「平成十一年厚生省令第三十六号」を削る。

第一条の八の次に次の二条を加える。

(法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報)

第一条の八の二 法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の内容及び利用料その他の市町村が必要と認める情報をとする。

第二十三条中「老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第二百四十七号)」を「令」に改める。

第二十四条中「老人福祉法施行令」を「令」に改める。

(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正)

第五条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条(見出しを含む)中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改め、同条第一号中「すべて」を「全て」に、「第二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業」を「第二十二条の二第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業」に改め、同条第二号中「すべて」を「全て」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防・日常生活支援総合事業費額」に改める。

第九条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に「すべて」を「全て」に改める。

第十条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に「すべて」を「全て」に改める。

第十二条第三項の表中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

第十三条中「介護予防等事業医療保険納付対象額」を「介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額」に改める。

第十四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の二条を加える。

(平成二十七年度から平成三十年度までの概算納付金及び確定納付金の算定の特例)

第十五条(見出しを含む)中「以下」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十四条第一項の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の法第二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業に要する費用の額を含む。以下」とする。

(介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正)

第六条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十二年厚生省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第五十条又は第六十条」を「第五十条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第二項」に、「調整基準標準給付費額の九十分の十に相当する額」を「調整基準標準給付費額(法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものと除く)の九十分の十に相当する額及び調整基準標準給付費額(法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものと除く)の八十分の二十に相当する額の合算額」に改める。

(平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における調整率の特例)

第三条 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度の調整率について第八条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「総額から」とあるのは「総額及び当該年度分として交付する法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の総額の合算額から」と、同条第二号中「合算額」とあるのは「合算額及び当該年度における各市町村に係る介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第五十八号)第三条に規定する調整基準標準事業費額に同令第四条に規定する交付金交付割合を乗じて得た額の合算額の合算額」とする。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一百八条の二 法第二百五十七条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並びに法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報並びに医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。

(看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第一百八条の二 法第二百五十七条の二第二項第三号の厚生労働省令で定める事項は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並びに法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報並びに医療の提供に関する地域別、病床の種類別及び医療機関の種類別の病床数並びに地域別及び医療機関の種類別の医療機関数の推移の状況に関する情報とする。